

札幌家庭裁判所 御中

## 確 認 書

私は、後見人、保佐人又は補助人（以下「後見人等」という。）の職務と責任についての説明を受けました。

その上で、後見人等の職務を行うに当たっては、次のことが必要であるとの説明を受けたことを確認します。

なお、この書面の写しは受領しました。

- ① 本人の心身の状態及び生活の状況に配慮して、療養看護及び財産の管理をすること。
- ② 毎年、本人の誕生月の末日までに報告書を提出すること。
- ③ 家庭裁判所から報告を求められた場合は、決められた期限まで報告をし、家庭裁判所の指示に従うこと。
- ④ 本人の財産は、あくまでも他人の財産であるという意識で、後見人等の財産とは区別して管理し、後見人等の財産と混同したり、後見人等を含む親族など本人以外の者のために使うことのないよう、適切に管理すること。
- ⑤ 本人の収支の状況はノート（金銭出納帳）等に記載し、領収書等の収支に関する資料は保管すること。
- ⑥ 財産管理を行うに当たって、次のときには、事前に家庭裁判所や監督人に報告し、その指示や助言を受けること。
  - ア 遺産、保険金、不動産の売却代金などの多額の財産を取得する場合。
  - イ 多額の支出をする場合。
- ⑦ 本人が死亡した場合や、本人又は後見人等が住所を変更した場合は、家庭裁判所に報告すること。
- ⑧ 後見で流動資産が高額な場合、裁判所の指示により、後見制度支援信託又は後見制度支援預貯金を利用すること（保佐又は補助で流動資産が高額な場合は監督人を選任する場合があること）。

令和 年 月 日

後見人等（候補者）氏名： \_\_\_\_\_ 印

(本人氏名： \_\_\_\_\_)